

至誠館大学職員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第22条に基づき、常時勤務する専任の職員が退職（死亡を含む。）した場合に支給する退職金の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の支給)

第2条 退職金は職員が退職した場合にはその者に、死亡した場合には、その遺族に支給する。

(退職金の支給制限)

第3条 次の各号の一に該当する場合には、退職金を支給しない。

- (1) 懲戒による免職
- (2) 禁固以上の刑に処せられたことによる退職
- (3) 在職1年未満の退職又は死亡

2 職員が退職後、在職中の勤務に関し、懲戒による免職処分を受ける事由に相当する事実が明らかになったときには、すでに支給した退職金を返還させ、又は退職金を支給しないことができる。

3 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職時に支給すべきであった退職金を支給する。

(退職金の通貨払い)

第4条 退職金は一時に現金をもって支給する。ただし、職員又は遺族が同意した場合には、その者の指定する金融機関への口座振込み又は金融機関振出しの保証小切手によって支給することができる。

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、職員が退職し、又は死亡した日における標準俸給月額（私立大学退職金財団退職資金交付業務方法書（以下「方法書」という。）別表第1に基づき当該職員の俸給等の月額により同財団が認定した額）に、当該職員の在職年数に応じて定める交付率（方法書別表第2）を乗じて得た額とする。

2 前項の標準俸給月額算出の基礎とする俸給等の月額は、俸給月額とする。

(在職年数の計算)

第6条 退職金の算定基礎になる在職年数の計算は、採用発令の日の属する月から退職発令の日の属する月までとし、休職期間の月数（就業規則第13条第1号から同条第3号による休職者が復職したときの当該休職期間及び第26条による休業期間を除く。）はこの期間に算入しない。

第7条 (削除)

(退職金の減額)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第5条の規定により計算して得た額から当該額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のため免職されたとき
- (2) その職務に必要な適格性を欠くに至ったために免職されたとき
- (3) 第3条第1項第1号及び同項第2号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき

(遺族の範囲及び順位)

第9条 職員が在職中死亡したときの退職金を支給する遺族の範囲は、次に掲げるところによる。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者、又は職員の死亡当時これと生計を一にしていた者とする。
- (3) 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他の親族で、前号に該当しない者

2 退職金を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号又は第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。その他の親族については、職員との親等の近い者を先順位とする。

3 退職金の支給を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上ある場合は、その人数により等分して支給する。

4 職員が遺言で前項までに規定する者のうち特定の者を指定した場合には、前項迄の規定にかかわらずこの指定した者に支給する。

(退職金の支給日)

第10条 退職金は、退職又は死亡の日から1カ月以内に支払うものとする。

(端数の整理)

第11条 この規程に定めるところにより、退職金計算の結果生じた100円未満の端数は、100円に切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成11年	4月	1日	(制定)
改正	平成18年	3月	1日	(第1回改正)
	平成19年	4月	1日	(第2回改正)

平成 2 0 年 4 月 1 日 (第 3 回改正)

平成 2 6 年 4 月 1 日 (第 4 回改正)

平成 3 1 年 4 月 1 日 (第 5 回改正)